

# 特定非営利活動法人 CCL 経理規則

規則第5号  
2026年4月27日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を適正、かつ、円滑に処理し、財務状態及び収支の状況を明らかにすることを目的とする。

### (会計処理の原則)

第2条 本法人の会計処理は、特定非営利活動促進法及び NPO 法人会計基準に従い、真実な報告を行うものとする。

### (会計年度)

第3条 本法人の会計年度は、定款の定めに従い、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計の区分)

第4条 本法人の会計は、定款に定める事業ごとに区分して管理するものとする。

2 特定の目的を持った助成金や補助金による事業（以下「助成事業」という）を実施する場合は、本法人の一般会計等と明確に区分し、独立した「助成事業会計」を設けて管理しなければならない。

## 第2章 組織及び責任

### (会計責任者等)

第5条 本法人に会計責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 会計責任者は、会計業務全般を統括し、適正な予算執行及び資産管理を行う責任を負う。

3 実務を遂行するため、会計責任者は理事の中から会計担当者を指名し、業務を行わせることができる。

(職務の分離)

第6条 不正及び誤謬を防止するため、発注・検収、及び支払実行の各工程は、可能な限り異なる者が確認を行う体制（内部牽制）を維持するものとする。

### 第3章 資金管理及び支出

(資金の管理)

第7条 支払は原則として銀行振込によるものとし、現金の取り扱いは最小限に留める。

2 現金での支払が必要な場合は、現金出納帳に即日記録し、月次で実際有高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく理事長に報告し、その処置については理事長の指示を受けなければならない。

(支出の承認)

第8条 すべての支出は、事前に会計責任者の決裁を受けなければならない。

2 決裁にあたっては、見積書、請求書等の根拠書類を精査し、事業目的との適合性を確認するものとする。

(利益相反の禁止)

第9条 本法人の役員等、関係者が経営する企業との取引を行う場合は、社会通念上適正な価格によるものとし、事前に理事会の承認を得なければならない。

## 第4章 帳簿及び書類の保存

(帳簿の備付)

第10条 本法人は、仕訳帳、総勘定元帳、収支管理簿等の必要な帳簿を備え、常に最新の状況を記録しなければならない。

(書類の保存期間)

第11条 会計帳簿及び領収書等の証憑書類の保存期間は、事業年度終了後10年とする。

## 第5章 細則への委任

(細則の制定)

第12条 助成事業の実施にあたり、助成元から特別な指定がある事項（専用口座の指定、書類の保存期間等）については、本規程に優先して、別に定める「会計処理細則」に従うものとする。

附 則

本規程は、2026年4月1日より施行する。

## 休眠預金等活用事業 会計処理細則

### (目的)

第1条 本細則は、経理規程第12条に基づき、特定非営利活動法人CCL（以下「本法人」という）が実施する「休眠預金等活用事業（以下「本事業」という）」に係る会計処理の特例を定めるものである。

### (専用口座の管理)

第2条 本事業に係る資金は、本法人の一般会計や他の事業会計と混同しないよう、本事業専用の預金口座にて一元管理する。

2 前項の専用口座は、預金保険の全額保護の対象となる利息の付かない「決済用預金（無利息型）」としなければならない。

### (職務の分離と承認フロー)

第3条 本事業の適正な執行と厳格な資金管理を確保するため、経理規程第5条及び第6条に基づく職務分担を以下の通り明確に定める。

(1) 会計責任者（支出の最終承認及び決裁）：理事長

(2) 会計担当者（発注、支払実務、及び帳簿記録）：副理事長

2 会計担当者は、指定口座からの出金及び資金の移動について、事前に会計責任者の承認を得なければならない。

### (月次精算及び報告)

第4条 会計担当者は、毎月、収支管理簿への記録及び証憑書類（請求書、領収書等）の突合を行い、月次精算報告を作成して資金分配団体へ報告しなければならない。

### (証憑書類及び成果物の保存)

第5条 経理規程第11条の定めにかかわらず、本事業に係る領収書、請求書等のすべての証憑書類、及び事業の成果物については、資金提供契約の定め

従い、本事業終了年度の翌年度から 10 年間、安全かつ適切に保管しなければならない。

（自己資金の充当）

第 6 条 本事業の実施により得た利益等がある場合は、本事業実施のための自己資金に充当するものとし、第 2 条で定める専用口座に入金して管理する。

（流用等の制限）

第 7 条 予算の科目間流用を行う場合は、資金提供契約で認められた範囲内（20%以内）で行うものとし、それを超える流用や新たな科目の設定を行う場合は、事前に資金分配団体の承認を得なければならない。

附 則

本細則は、2026 年 4 月 1 日より施行し、本事業の資金提供契約の終了及び事後評価・監査等に関する全期間が完了した日をもって廃止する。